

# 平成28年の投資に関する税制改正

平成28年度 税制改正要望(金融庁)  
平成27年8月31日

平成28年度税制改正大綱  
平成27年12月16日

## 【金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大)に向けた要望事項】

○投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取扱う総合取引所の実現にも資する観点から、金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること

◆デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

## 【NISAの利便性向上に向けた要望事項】

○NISA口座開設時の重複口座の有無の確認方法として、平成30年以降一律に個人番号のみを用いることとし、住民票の写し等の提出を不要とすること

○現在、NISA口座を保有している者が定期的に求められる重複口座の確認について、マイナンバー制度開始以降、金融機関に対して個人番号の告知を行った場合には、次回以降の確認は不要とすること

◎基準日における国内の住所の記載及び当該住所を証する書類の添付を不要とする。これに伴い、平成30年以後の勘定設定期間を、平成30年1月1日から平成35年12月31日までとする。

◎平成29年分の非課税管理勘定が設定されている非課税口座を平成29年10月1日において開設している居住者等で、同日においてその者の個人番号を当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に告知をしているものは、平成30年1月1日から平成35年12月31日までの勘定設定期間が記載されるべき非課税適用確認書の交付申請書の提出をしたものとみなす。

## 【マイナンバーの導入に伴う手続きの簡素化に関する要望事項】

○顧客に交付する税務書類(特定口座年間取引報告書、配当の支払通知書等)の写しについて、漏えいリスクの観点から個人番号の記載を不要とすること

○証券口座開設手続き等の際に個人番号の告知を行った者が、その後、同一の金融機関において個人番号の告知を必要とする他の口座開設手続き等を行う際には、再度の番号告知及び番号確認の書類の提示を不要とすること

◎告知等を受ける者が、その告知等をする者の個人番号その他の事項を記載した帳簿備えているときは、当該告知等をする者は、当該告知等を受ける者に対して、当該告知等をする者の個人番号の告知又は告知書へのその者の個人番号の記載を要しないものとする。

- ① 利子・配当等の受領者の告知
- ② 無記名公社債の利子等に係る告知書の提出
- ③ 譲渡性預金の譲渡等に関する告知書の提出
- ④ 株式等の譲渡の対価の受領者の告知
- ⑤ 交付金銭等の受領者の告知
- ⑥ 償還金等の受領者の告知
- ⑦ 信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知
- ⑧ 先物取引の差金等決済をする者の告知
- ⑨ 金地金等の譲渡の対価の受領者の告知
- ⑩ 特定口座開設届出書の提出をする者の告知
- ⑪ 非課税適用確認書の交付申請書の提出をする者の告知
- ⑫ 非課税口座開設届出書の提出をする者の告知
- ⑬ 未成年者非課税適用確認書の交付申請書の提出をする者の告知
- ⑭ 未成年者口座開設届出書の提出をする者の告知
- ⑮ 国外送金等をする者の告知書の提出
- ⑯ 国外証券移管等をする者の告知書の提出

# 平成28年の投資に関する税制改正

平成28年度 税制改正要望(金融庁) 平成27年8月31日	平成28年度税制改正大綱 平成27年12月16日
<p><b>【確定拠出年金制度の見直しに伴う所要の措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○確定年金制度(DB)について、安定的な財政運営ができる環境の整備</li><li>○運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合う仕組み(所謂ハイブリット型制度)の実施</li></ul>	<p>○確定給付企業年金法等の改正を前提に、企業年金等の掛金等の必要経費算入の対象に次の掛金等を加えるとともに、その掛金等に係る従業員の給与所得の金額の計算上、その掛金等を収入金額に算入しないこととするほか、確定給付企業年金法に基づく給付等について、現行の税制上の措置を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①事業主が将来の財政悪化を想定して計画的に拠出する掛金</li><li>②事業主が拠出する掛金で給付増減調整により運用リスクを事業主と加入者とで分担する企業年金に係るもの</li><li>③複数事業主制度における厚生労働大臣の承認等を受けて実施事業所を減少させる特例によりその減少の対象となる事業主が一括拠出する掛金</li></ul>
<p><b>【結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充】</b></p> <p>同制度は、平成27年4月から始まっているが、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○非課税の対象となる資金用途につき、以下の拡充を行う。</li></ul> <p>《拡充する資金用途》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・不妊治療費のうち、薬局に支払う医薬品代</li><li>・産前産後の母親の医療費、薬局に支払う医薬品代</li><li>・母親の産後健診費用</li></ul>	<p>◆特になし</p>
<p><b>【上場株式等の相続税評価の見直し】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○上場株式等の相続税評価の見直しを行うこと</li></ul>	<p>◆特になし</p>
<p>その他、</p> <p><b>【上場株式等の口座間移管に要する「移管依頼書」等の記載事項の見直し】</b></p> <p><b>【非居住者への相続に係る譲渡所得課税に関する所要の措置】</b></p>	<p>□国外転出をする場合の譲渡所得等の特例及び贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例について、追加変更措置。</p>